令和３年８月１９日

保護者のみなさま

松原市教育委員会

松原市立松原北小学校

校長　　藤田　敦子

緊急事態宣言延長にかかる学校教育活動について（お知らせ）

平素より本市及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、緊急事態宣言が９月１２日（日）まで延長されることに伴い、大阪府教育委員会より緊急事態宣言延長期間中の学校教育活動について要請がありました。

２学期の授業開始に際し、本市におきましては、感染防止対策を再度確認するとともに、今後も最大限の対策を講じながら、下記のとおり教育活動を継続してまいります。保護者のみなさまのご理解とご協力を賜りますよう引き続きよろしくお願い申し上げます。

なお、お子さまや同居家族に発熱等風邪症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症の検査（PCR検査もしくは抗原検査）を受けることになった場合等には、必ず学校へご連絡いただき、登校を控えて休養させるようお願いいたします。ご不安な点がございましたら、遠慮なくお問合せください。

今後、新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

記

1. 授業について

夏季休業期間中の登校日や学習会、２学期の始業式（８月３０日）については、予定通り実施いたします。　その後も分散登校・短縮授業は行わず、通常の形態で教育活動を継続します。ただし、感染リスクの高い教育活動については実施しません。

２．修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について

府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行、ホームルーム合宿、林間学校）は、原則延期とします。

３．学校行事について

感染リスクの高い活動については実施いたしません。　運動会（体育大会）については、感染対策を徹底した上で、プログラムや活動時間を工夫して実施予定です。

４．部活動について

感染リスクの高い活動については実施いたしません。　また、他校との練習試合（合同練習含む）は実施いたしません。　発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を控えてください。